

(別紙)

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和5年度上半期（4月～9月）

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

企画総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月1日	ドライブレコーダー保守点検業務	8,653,920	企画総務部 企画総務課	クラリオンライフサイクソリューションズ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借	11,222,838	企画総務部 企画総務課	BIPROGY株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス(その2)	23,692,020	企画総務部 企画総務課	BIPROGY株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	バス運行総合システム[実績収集系]の機器保守及び通信回線維持管理業務	65,151,900	企画総務部 企画総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和5年4月1日	無線型バスロケーションシステム保守管理業務	19,136,586	企画総務部 企画総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務	24,996,824	企画総務部 企画総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務	6,603,300	企画総務部 企画総務課	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務	45,000,000	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託	17,837,107	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	売上金運搬業務	15,840,000	自動車部 管理課	NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社西日本支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	管理の受委託(錦林京都)	806,017,300	自動車部 管理課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月1日	管理の受委託(梅津ジェイアール)	1,284,290,700	自動車部 管理課	西日本ジェイアールバス株式 会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	管理の受委託(洛西近鉄)	1,442,507,000	自動車部 管理課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	管理の受委託(横大路阪急)	1,464,773,200	自動車部 管理課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	管理の受委託(横大路エムケイ)	305,534,900	自動車部 管理課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(丸太町 駅ほか)	34,848,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(国際会 館駅ほか)	42,405,000	企画総務部 企画総務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(鞍馬口 駅ほか)	64,495,200	企画総務部 企画総務課	三菱電機ビルソリューションズ株 式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(今出川 駅ほか)	18,909,000	企画総務部 企画総務課	フジテック株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	24,090,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(丸太町 駅ほか)	34,848,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(国際会 館駅ほか)	42,405,000	企画総務部 企画総務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(鞍馬口駅ほか)	64,495,200	企画総務部 企画総務課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(今出川駅ほか)	18,909,000	企画総務部 企画総務課	フジテック株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	24,090,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(五条駅ほか)	40,286,400	企画総務部 企画総務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託	35,200,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託	59,510,000	企画総務部 企画総務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	列車無線電話設備保守管理業務委託	15,708,000	企画総務部 企画総務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	ITV設備保守管理業務委託	31,900,000	企画総務部 企画総務課	東芝通信インフラシステムズ(株) 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	ITV画像伝送設備保守管理業務委託	5,280,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	烏丸線信号設備保守管理業務委託	217,250,000	企画総務部 企画総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線信号設備保守管理業務委託	235,400,000	企画総務部 企画総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月1日	運行管理設備保守管理業務委託	33,330,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	高速鉄道電力設備監理業務委託	36,410,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線高速車両全般検査・重要部検査(保安)	27,060,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	烏丸線高速車両全般検査・重要部検査(保安)	10,890,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託	28,380,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線高速車両保守及び作業監理業務委託	15,620,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	建築・機械設備監理業務委託	113,080,000	企画総務部 企画総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線高速車両全般検査・重要部検査(制御、ブレーキ)	89,650,000	企画総務部 企画総務課	株式会社RYODEN 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	烏丸線高速車両全般検査・重要部検査(制御、ブレーキ)	57,200,000	企画総務部 企画総務課	株式会社RYODEN 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線50系車両空調制御箱	20,328,000	企画総務部 企画総務課	株式会社RYODEN 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	可動式ホーム柵設備保守管理業務委託	27,280,000	企画総務部 企画総務課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月1日	令和5年度可動式ホーム柵整備作業	58,190,000	企画総務部 企画総務課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	ホームドア設備保守管理業務委託	242,825,000	企画総務部 企画総務課	川崎車両株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	東西線50系車両空調主回路装置	16,038,000	企画総務部 企画総務課	株式会社RYODEN 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	ICカード共同社局サーバシステム運用保守契約業務委託	15,180,000	高速鉄道部 電気課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	料金センター精算システム保守業務	5,986,200	企画総務部 企画総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和5年4月1日	京都 地下鉄・バス ICポイントサービスに係るコールセンター業務等委託	14,871,211	企画総務部 企画調査課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和5年4月1日	OTAC決裁支援サービス委託契約について	7,920,000	企画総務部 企画調査課	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和5年4月1日	ICカードポイントシステム運用保守業務の契約について	16,500,000	企画総務部 企画調査課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和5年4月1日	観光情報誌「おふたいむ」製作業務等	7,194,000	企画総務部 営業推進課	株式会社ひでみ企画	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年4月3日	烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務	10,079,520	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月11日	東西線50系車両台車装置排障器腕	14,921,368	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月17日	高速鉄道東西線電動式レール塗油器制御装置更新業務	11,000,000	企画総務部 企画総務課	草野産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年4月19日	簡易軌道測定装置	16,159,000	企画総務部 企画総務課	株式会社カネコ	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月9日	カード発券精算機改修作業	6,494,400	企画総務部 企画総務課	有限会社ワタキ	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月9日	姉小路変電所 ΔI継電器ほか更新	16,053,400	企画総務部 企画総務課	明京産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月14日	高速収入系システム改修業務委託	12,100,000	企画総務部 企画総務課	東芝インフラシステムズ株式 会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月14日	高速収入系システム改修業務委託	12,100,000	企画総務部 企画総務課	東芝インフラシステムズ株式 会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月19日	ICOCA用ネットワーク機器部分更新業務委託	14,190,000	企画総務部 企画総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月19日	ICOCA用ネットワーク機器部分更新業務委託	14,190,000	企画総務部 企画総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年6月23日	東西線50系車両自動高さ調整装置部品(全重検用)	8,543,040	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号

随意契約一覧表（令和5年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和5年7月19日	竹田車両基地連結器ゴム緩衝器分解組立装置	17,270,000	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年7月24日	烏丸線10系車両台車装置揺れ枕改造業務	10,751,840	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年7月25日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	26,620,000	企画総務部 企画総務課	近鉄軌道エンジニアリング株 式会社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第7号
令和5年8月25日	烏丸線10系車両台車装置及び連結装置部品(全重 検用)	6,718,131	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機 材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年8月31日	新紙幣発行対応(自動券売機・自動精算機)改修業 務委託	63,800,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソリュー ションズ株式会社 大阪事業 所	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第2号
令和5年9月1日	令和5年度 市バスの混雑緩和を目的としたインバウ ンド向けプロモーション業務	13,860,550	企画総務部 企画総務課	株式会社ぐるなび	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号
令和5年9月20日	高速鉄道烏丸線北大路駅昇降機設備部分更新工事 (エスカレーター)	140,800,000	企画総務部 企画総務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号

随意契約締結結果書

- 1 件名
ドライブレコーダー保守点検業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市豊津町12-14
クラリオンライフサイクソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,653,920円
- 7 契約内容
市バスに搭載しているドライブレコーダー機器及び関連機器に係る保守点検業務
- 8 随意契約の理由
現在、市バスに搭載しているドライブレコーダー機器は、クラリオン株式会社が製造しており、国内では同社の100%出資子会社である左記業者のみが当該機器を取り扱っていることから、他社では当該機器の構造、プログラム等の詳細を知りえず、左記業者でなければ、保守点検及び故障発生時の修理対応を行うことができないという点で競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
B I P R O G Y株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
11,222,838円
- 7 契約内容
バス運行総合システム事務処理系の関連機器の賃借及び保守対応業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借並びに当該機器の保守対応業務を実施するものである。
本業務は、既存システムを運用するために必要となる関連機器の賃借並びに保守対応業務を実施するものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要がある。左記業者は、同システムを独自に設計、構築しており、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その2）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
B I P R O G Y株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
23,692,020円
- 7 契約内容
ホストコンピュータの本体及び関連機器の賃借並びに保守対応業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、ホストコンピュータの本体及び関連機器の賃借並びに保守対応業務を実施するものである。
本業務は、既存システムを運用するために必要となる関連機器の賃借並びに保守対応業務を実施するものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要がある。左記業者は、同システムを独自に設計、構築しており、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
65,151,900円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（実績収集系）に係る関連機器の保守業務及び同システムに係る通信回線の維持管理業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、バス運行総合システム（実績収集系）の機器保守及び通信回線維持管理業務を実施するものである。
本業務は、既存システムを運用するために必要となる関連機器の保守及び通信回線維持管理業務を実施するものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要がある。左記業者は、同システムを独自に設計、構築しており、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,136,586円
- 7 契約内容
無線型バスロケーションシステムの機器の定期点検整備、障害復旧や機器の修理等の保守管理業務
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、左記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は左記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、左記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,996,824円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの定期点検、整備、障害復旧や機器の修理等を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、左記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は左記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、左記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,603,300円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの維持管理を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のモニター上に表示するバス接近情報等のソフトウェアは、左記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は左記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、左記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市バス “おもてなしコンシェルジュ” 業務
- 2 契約担当課
自動車部 運輸課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人
京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
45,000,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄等の交通案内、沿線の観光情報等の案内、市バス・地下鉄のPR活動等
- 8 随意契約の理由
令和元年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（業務実施計画、おもてなし向上の方策、案内活動に対する企画提案、見積金額）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託
- 2 契約担当課
自動車部 運輸課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人 京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
17,837,107円
- 7 契約内容
京都駅前バス乗り場におけるお客様への乗り場・路線等の案内、お客様の整理・整列等。
- 8 随意契約の理由
平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成29年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（お客様サービス、運営体制、組織の安定性等）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
売上金運搬業務
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市東住吉区今林2丁目4番4号
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社西日本支店
- 6 契約金額（税込み）
15,840,000円
- 7 契約内容
自動車運送事業の売上金を各営業所・出張所から東西線料金センターへ運搬する。
- 8 随意契約の理由
これまで、指名競争入札実施にあたり、指名し、入札の結果、契約の相手方となっていた日本通運(株)が2022年10月にNIPPON EXPRESSホールディングスを持株会社とするホールディングス傘下企業となり、2023年1月に警備輸送事業部門を分社化したNXキャッシュ・ロジスティクス株式会社（以下、「NX」という。）へ事業承継した。
NXは京都市競争入札参加資格を保持していないため、指名競争入札参加業者に指名できないことから、これまで指名競争入札に参加していた2者（ALSOK、アサヒセキュリティ）のみで実施する予定であったが、前者は営業所での作業時間が短い、後者は6時15分からの集金は早いため難しいとの回答があった。
上記以外の有資格者名簿に登録されている事業者で、現金輸送業務を実施している者（SECOM、東洋テック）に本業務の履行について意向確認したところ、いずれもアサヒセキュリティに完全再委託を前提としてとの回答であった。
この結果、令和5年度に本業務を受注することができる有資格者がいないため、NXと随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由による。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
806,017,300円
- 7 契約内容
錦林出張所の17、78、86、203号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番25号阿倍野松崎町NKビル2階
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,284,290,700円
- 7 契約内容
梅津営業所の8、10、11、26、59号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長栄寺19番17号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,442,507,000円
- 7 契約内容
洛西営業所の28、29、33、42、58、70、73、91、西1、西2、西3、西4、西5、西6、西8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,464,773,200円
- 7 契約内容
横大路営業所の13、18、19、20、22、43、69、81、
南1、南2、南3、南5号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）
- 2 契約担当課
自動車部 管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
305,534,900円
- 7 契約内容
横大路営業所の16、84、南8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

株式会社日立ビルシステム 関西支社

6 契約金額（税込み）

34,848,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を越える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43

東芝エレベーター株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

42,405,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を超える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

64,495,200円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を越える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

三菱電機株式会社の昇降機部門の保守と部品供給を行う関連会社であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地東京建物四条烏丸ビルEAST
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
18,909,000円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を越える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道昇降機設備監理業務委託

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社

6 契約金額（税込み）

24,090,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、別途契約される移動円滑化設備である昇降機設備の法定検査（年1回）、定期点検（月1回以上）及び点検結果に基づく部品交換や修繕作業等の保守管理業務を旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう工程調整、検査・作業時の履行確認など指揮監督を行うものである。

多数の設備・システムが稼働している地下鉄での保守業務においては、当該作業により地下鉄の運行に支障を与えることがないよう、業務の監理者には、昇降機が、自動火災報知設備や防火戸などの防災設備等、他の設備・システムとどのように繋がり、他の装置にどのような影響を与えるかを、正確に把握したうえで、保守管理業者を指揮することが要求される。その中で業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめ、不特定多数のお客様が常にご利用されている状況において安全を確保しつつ駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。

昇降機設備それぞれの監理業務を行うものは他にも存在するが、このような監理業務を行うにあたり地下鉄の設備・システムに関する知識が豊富な監理業務の経験が不可欠であり、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、左記の業者を指定するものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

株式会社日立ビルシステム 関西支社

6 契約金額（税込み）

34,848,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を超える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43

東芝エレベーター株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

42,405,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を超える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

64,495,200円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を越える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

三菱電機株式会社の昇降機部門の保守と部品供給を行う関連会社であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地東京建物四条烏丸ビルEAST
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
18,909,000円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を超える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道昇降機設備監理業務委託

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社

6 契約金額（税込み）

24,090,000円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、別途契約される移動円滑化設備である昇降機設備の法定検査（年1回）、定期点検（月1回以上）及び点検結果に基づく部品交換や修繕作業等の保守管理業務を旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう工程調整、検査・作業時の履行確認など指揮監督を行うものである。

多数の設備・システムが稼働している地下鉄での保守業務においては、当該作業により地下鉄の運行に支障を与えることがないよう、業務の監理者には、昇降機が、自動火災報知設備や防火戸などの防災設備等、他の設備・システムとどのように繋がり、他の装置にどのような影響を与えるかを、正確に把握したうえで、保守管理業者を指揮することが要求される。その中で業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめ、不特定多数のお客様が常にご利用されている状況において安全を確保しつつ駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。

昇降機設備それぞれの監理業務を行うものは他にも存在するが、このような監理業務を行うにあたり地下鉄の設備・システムに関する知識が豊富な監理業務の経験が不可欠であり、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、左記の業者を指定するものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区上鳥羽大物町28
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

40,286,400円

7 契約内容

京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務を委託するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。地下鉄は、御利用者が非常に多く、車椅子の方などの体に障害のある方やお年寄りなどにも多く御利用いただいているため、故障等によりエレベーター、エスカレーターが利用できないことはお客様の安全性や利便性を非常に損なうものであり、エレベーター内の閉じ込め発生時はもとより、故障時にできるだけ短時間で復旧させることが求められる。

本業務範囲の昇降機はすべて左記業者の製造であるため、左記業者は昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つこと、全国に多数ある事業所からの緊急支援体制を含めて30年を超える古い機種から最新機種まで全ての機種の交換部品をストックしていることから事故や故障に迅速に対応可能な唯一の業者である。

また、前記のとおり昇降機の製作メーカーからの詳細かつ豊富な機器の情報や長年の保守経験によるノウハウの蓄積を持つことから、適切かつ効率的な保守を行うことができ、結果として高い安全性に繋がる。

このため、最も迅速に対応ができ、安全性が高く信頼できる左記業者と随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
35,200,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の駅電気設備、防災監視設備ほかの保守業務（いずれも別途契約）
について、監理業務を行う。
- 8 随意契約の理由
本業務は別途契約される地下鉄駅における電気設備、防災設備等の点検、整備ならびに緊急対応等の業務が旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう、監理調整を行うものである。
当該設備は、いずれも鉄道営業や旅客の安全に直接、影響を及ぼす設備であり、業務の実施においては、複数社からなる点検業者を取りまとめて駅の営業実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
左記業者は、長年にわたり鉄道電気設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は左記業者に限られるため、左記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NEC ネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
59,510,000円
- 7 契約内容
有線電話設備及び情報伝送路設備の保守業務
- 8 随意契約の理由
有線電話設備は、列車の運行管理上の指令及び沿線や構内作業時の連絡に使用する通信設備である。また、情報伝送路設備は光回線によって各種通信情報を多重化し、効率的に伝送を行うための設備である。
当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とし、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行に当たって必要となる専門的な知識や技術等を有する事業者は、有線電話設備及び情報伝送路設備を設計・設置等を行ったNEC ネットエスアイ（株）においてほかにないため、同社を契約の相手方として指定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

列車無線電話設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所

6 契約金額（税込み）

15,708,000円

7 契約内容

列車無線電話設備の維持管理

8 随意契約の理由

列車無線電話設備（以下「本設備」という。）は、中央制御装置、基地局装置などから構成され、指令所係員と列車乗務員とが連絡を取り合うための唯一の保安通信設備である。

本設備は、左記業者が独自の技術によって設計・製作した極めて特殊な設備であり、詳細な技術情報は左記業者のみが保有している。万が一、通話ができない状態になると、正常な列車運行ができず、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。

したがって、当該業務を行うには、本設備を設計・製作し、詳細な技術情報を保有している左記業者に限られる。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約を行う理由と同じ

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

I T V設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部 企画総務課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪府中央区本町四丁目2番12号
東芝通信インフラシステムズ(株) 関西支店

6 契約金額（税込み）

31,900,000円

7 契約内容

高速鉄道烏丸線及び東西線のI T V設備の保守管理業務を委託する。

8 随意契約の理由

I T V設備（以下、「本設備」という。）は、中央制御装置、駅制御装置等から構成され、駅ホーム及びコンコースのカメラ映像を監視し、防犯、旅客乗降及び列車発車時の安全確認を行う設備である。本設備は左記事業者が設計・製造し、詳細な技術情報は左記事業者のみが保有している。

本設備の点検整備には、各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術が要求されるため、本設備の設計・製造を行った者が適切な保守を行わなければ、機器の不良原因となり、列車運行に支障をきたす恐れがある。また、故障が発生した場合、不良箇所を特定し速やかに復旧を行う必要がある。

したがって、これらの業務を履行することができる者は、本設備を設計・製造し、詳細な技術情報を保有している左記事業者に限られる。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約を行う理由と同じ

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I T V画像伝送設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
5, 280, 000円
- 7 契約内容
当局が所有するI T V画像伝送設備（以下「本設備」という。）の保守管理業務を委託する。
- 8 随意契約の理由
本設備は、駅ホームの監視映像を、地上の送信機から車上の受信機へ伝送し、旅客乗降時及び列車発車時の安全確認を行うための設備である。左記事業者が設計・製造し、詳細な技術情報は左記事業者のみが保有している。
本設備の点検整備には、各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術が要求されるため、本設備の設計・製造を行った者が適切な保守を行わなければ、機器の不良原因となり、列車運行に支障をきたす恐れがある。また、故障が発生した場合、不良箇所を特定し速やかに復旧を行う必要がある。
したがって、これらの業務を履行することができる者は、本設備を設計・製造し、詳細な技術情報を保有している左記事業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
217,250,000円
- 7 契約内容
烏丸線信号設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
信号設備は、連動装置、ATC装置、CTC装置などの信号保安設備から構成され、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。
信号設備は、極めて特殊な設備であり、現行の信号設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
したがって、国際会館～竹田間及び竹田車両基地の信号設備工事を施工した左記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
235,400,000円
- 7 契約内容
本業務は東西線信号設備の保守管理を行うものである。
- 8 随意契約の理由
信号設備は、連動装置、ATC装置、ATO装置などの信号保安設備から構成され、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。
信号設備は、極めて特殊な設備であり、現行の信号設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
したがって、六地蔵～太秦天神川間及び醍醐車庫の信号保安設備工事を施工した左記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
運行管理設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
33,330,000円
- 7 契約内容
当局が所有する運行管理設備（以下「本設備」という。）を構成する機器及び装置が正常かつ円滑に稼動できるように、その機能の維持補修に関する点検整備並びに障害発生時の修理復旧を行う業務を委託する。
- 8 随意契約の理由
本設備は、列車の安全を確保する信号保安設備などの関連諸設備と密接に連携することで列車運行の制御・管理を行う極めて特殊な設備である。
本設備の点検整備に必要な知識・技術は本設備及び関連諸設備を含む列車運行全般に関わる高度なものが要求されるため、本設備の製作・施工を行った者が適切な保守を行わなければ、本設備のみならず関連諸設備を含むシステムとしての障害につながり、列車運行に遅延、停止、運休などの重大な影響を与えることになる。
従って、本設備を製作・施工した左記業者でなければ本業務を履行することはできないため、左記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道電力設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,410,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の電力設備の保守業務（いずれも別途契約）について、監理業務を行う。
- 8 随意契約の理由
本業務は別途契約される高速鉄道烏丸線及び東西線の変電所、電気室及び電車線設備等に対する法定点検並びに緊急対応等の業務が安全でかつ円滑に実施できるよう、監理調整を行うものである。
当該設備は、鉄道運行に必要不可欠な信号設備や電車に電力供給するものであり、いずれの業務も終電後の限られた時間の中で行われ、遅延やミスによる停電は許されない条件の下、多数に渡る業者が施工した電力設備相互の関係を把握し、鉄道運行の実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
左記業者は、長年にわたり鉄道電力設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は左記業者に限られるため、左記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約を行う理由と同じ

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査・重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
27,060,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
東西線高速車両（50系車両）の保安装置は、株式会社日立製作所が50系車両用に特別に設計、製作したものであり、株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査・重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
10,890,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
烏丸線高速車両（10系車両）の保安装置は、株式会社日立製作所が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,380,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。
さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な烏丸線10系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、左記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,620,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。
さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な東西線50系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、左記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
建築・機械設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
113,080,000円
- 7 契約内容
別途契約される高速鉄道施設の建物や機械設備、烏丸営業所の機械設備の保守管理業務を統括し、保守業者への指示、指導、地下鉄及び市バスの営業に係る建物や機械設備の安全管理、保守業務の工程管理、緊急時の対応等を行う監理業務
- 8 随意契約の理由
鉄道施設及び市バス営業所の建物や機械設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて監理業務を履行できる唯一の業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査・重要部検査（制御、ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 RYODEN京都ビル4F
株式会社RYODEN 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
89,650,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（制御、ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
東西線高速車両（50系車両）の制御装置及びブレーキ装置は、三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計、製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局向けの車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査・重要部検査（制御、ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 RYODEN 京都ビル4F
株式会社RYODEN 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
57,200,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（制御、ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
烏丸線高速車両（10系車両）の制御装置及びブレーキ装置は、三菱電機株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局向けの車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両空調制御箱
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町51 RYODEN京都ビル4F
株式会社RYODEN 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
20,328,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の空調制御箱の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の空調制御システムは、三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したものであり、空調制御システムの一部である空調制御機能を担う空調制御箱は三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局向けの車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
可動式ホーム柵設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
27,280,000円
- 7 契約内容
烏丸線の可動式ホーム柵設備を常に最良の状態に維持するため、点検、保守、修繕及び緊急対応等の総合的な管理業務
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備全体の品質管理が可能であり、緊急対応の体制が整備され、可動式ホーム柵を製作した三菱電機より、可動式ホーム柵の保守担当会社に指定されている唯一の業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
令和5年度可動式ホーム柵整備作業
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
58,190,000円
- 7 契約内容
烏丸線可動式ホーム柵設備の主要な部品を予防保全のため、交換する。
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備全体の品質管理が可能であり、緊急対応の体制が整備され、可動式ホーム柵を製作した三菱電機より、可動式ホーム柵の保守担当会社に指定されている唯一の業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線硬貨選別機及び紙幣計数機保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田向代町595
グローリー株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
3,159,728円
- 7 契約内容
委託契約
- 8 随意契約の理由
各駅で使用している硬貨選別機及び紙幣計数機はすべて左記業者製であり、当該機器の保守点検を行うには左記業者の設備・部品を必要とし、他の業者では保守管理ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由に同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線硬貨選別機及び紙幣計数機保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田向代町595
グローリー株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
2,785,926円
- 7 契約内容
委託契約
- 8 随意契約の理由
各駅で使用している硬貨選別機及び紙幣計数機はすべて左記業者製であり、当該機器の保守点検を行うには左記業者の設備・部品を必要とし、他の業者では保守管理ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由に同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ホームドア設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号
川崎車両株式会社
- 6 契約金額（税込み）
242,825,000円
- 7 契約内容
東西線ホームドア設備に係る点検、部品交換及び障害対応の保守業務
- 8 随意契約の理由
駆動装置や制御装置等の各装置に特化した知識だけでなく、ホームドア設備全体を総合的に熟知している必要があり、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
ホームドア設備全体の品質管理を一括して行うことができるとともに、緊急対応の体制が整備されている唯一の業者であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両空調主回路装置
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町51 RYODEN 京都ビル4F
株式会社RYODEN 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
16,038,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の空調主回路装置の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の空調主回路装置は、三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局向けの車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ICカード共同社局サーバシステム運用保守契約業務委託
- 2 契約担当課
高速鉄道部 電気課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市福島区海老江1丁目1番31号
アイテック阪急阪神株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,180,000円
- 7 契約内容
アイテック阪急阪神が提供するICカード共同社局サーバシステムを最良な状態とし、当局とスルッとKANSAIのセンタ間の通信環境を維持するものである
- 8 随意契約の理由
ICカードシステムにおいて、当局はICカード共同社局サーバを利用している。このICカード共同社局サーバはスルッとKANSAIに承認される必要があるが、承認を受けている事業者はアイテック阪急阪神株式会社のみである。既設の機器、システムに支障をきたすことなく社局サーバシステムを運用していく為には、対象機器の設計及び製作を行った左記業者でなければならない。以上の理由により、アイテック阪急阪神株式会社と契約をするものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
料金センター精算システム保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号 I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
5,986,200円
- 7 契約内容
自動車及び高速鉄道運賃の精算を行うための料金精算システムの保守業務
- 8 随意契約の理由
料金精算システムは、紙幣・硬貨を精算する機器の特異性から厳正に保守・点検を行う必要がある。
そのためには、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体を理解し、完全な保守業務を行うための技術、体制、経験及び実績を有している必要がある。
また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った当該業者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った当該業者でなければ履行できないため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都 地下鉄・バス ICポイントサービスに係るコールセンター業務等委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画調査課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
一般社団法人 京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
14,871,211円
- 7 契約内容
「京都 地下鉄・バス ICポイントサービス」の開始に併せ、案内所において、利用促進PR及びタブレットによるポイントサービスの代理登録を行い、また、お客様の問い合わせ窓口として、コールセンターを設置するものである。
- 8 随意契約の理由
案内所等において、「京都 地下鉄・バス ICポイントサービス」の利用促進PR及びタブレットによるポイントサービスへの代理登録を行う。
また、お客様の問い合わせ窓口として、コールセンターを設置するもの。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
OTAC 決裁支援サービス委託契約について
- 2 契約担当課
企画総務部 企画調査課
- 3 契約締結日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島 3 丁目 1 4 番 2 4 号
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7, 9 2 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
OTAC は、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社が提供するクラウドセンタであり、交通局では、平成 3 0 年 6 月 1 日の割賦販売法の改正による「クレジットカード情報の非保持化」対応として、クレジットカード決済方法を当局のサーバ経由から決済代行業者のサーバ（OTAC）経由に変更しており、このサーバを利用するもの。
- 8 随意契約の理由
当局定期券発行機システムと上記業者のシステムが接続されているため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 6 号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I Cカードポイントシステム運用保守業務の契約について
- 2 契約担当課
企画総務部 企画調査課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市福島区海老江1-1-31
アイテック阪急阪神株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,500,000円
- 7 契約内容
アイテック阪急阪神が提供するI Cカードポイントシステムを最良な状態とし、京都市交通局内のポイント対応機器とWEBサーバ及びポイント管理サーバ、ポイント中継サーバ間の通信環境を維持管理することを目的とする。
- 8 随意契約の理由
I Cカードポイントシステムについては、アイテック阪急阪神株式会社内のサーバにシステム構築を行っている。本システムに支障をきたすことなく運用していく為には、システム設計及び製作を行った上記業者でなければならない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
観光情報誌「おふたいむ」製作業務等
- 2 契約担当課
企画総務部 営業推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区壬生松原町3-12
株式会社ひでみ企画
- 6 契約金額（税込み）
7,194,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄沿線の情報、魅力を発信する情報誌の製作（企画、取材、紙面製作、印刷）を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
「おふたいむ」は市バス・地下鉄の情報、魅力を利用者に発信するための情報誌であり、価格以外の要素（デザイン・企画内容等）も加味して契約の相手方を選定する必要があるため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画提案方式による
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月3日
- 4 履行期間
令和5年4月3日から令和5年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
10,079,520円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座の改造業務
- 8 随意契約の理由
烏丸線10系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両台車装置排障器腕
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月11日
- 4 履行期間
令和5年4月12日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
14,921,368円
- 7 契約内容
東西線50系車両の台車装置排障器腕の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線電動式レール塗油器制御装置更新業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月17日
- 4 履行期間
令和5年4月18日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区本町橋6番22号
草野産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,000,000円
- 7 契約内容
本件は、高速鉄道東西線電動式レール塗油器の制御装置の更新を行うものです。
- 8 随意契約の理由
当該電動式レール塗油器は、左記業者から購入したものであり、システムのプログラム変更を伴う制御装置の更新は、他社での履行は不可能であることから、左記業者と契約するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
簡易軌道測定装置
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月19日
- 4 履行期間
令和5年4月20日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都杉並区荻窪五丁目26番13号
株式会社カネコ
- 6 契約金額（税込み）
16,159,000円
- 7 契約内容
烏丸線及び東西線における簡易軌道測定装置の製造請負
- 8 随意契約の理由
本件は、当局においてこれまで人力測定を行っていた分岐器及び車庫線において、簡易軌道測定装置を導入するものです。したがって、当該機器は当局の分岐器及び車庫線の検測に対応したものでなければならず、当局の管理項目等を反映した測定システムを搭載する必要があります。
この独自のシステムを自ら構築し、設定できるのは左記業者だけであり、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由と同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
カード発券精算機改修作業
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月9日
- 4 履行期間
令和5年6月10日から令和5年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨一本木町30番地16
有限会社ワタキ
- 6 契約金額（税込み）
6,494,400円
- 7 契約内容
各営業所に設置しているカード発券精算機について、老朽化のため改修作業を実施するもの。
- 8 随意契約の理由
カード発券精算装置システムは、当局独自のシステムとして製作設置した装置であり、製作に携わった業者のみが装置の詳細を把握している。よって、製作に携わっていない他事業者では老朽化に伴う改修作業ができない。また、同装置は常時稼動しており、ソフトウェア及びハードウェアに支障が生じた場合、他事業者では迅速に改善することができず当局業務に支障が生じる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
カード発券精算装置システムは、サクサ（株）が製作したものであり、機器の修理や保守管理については、サクサ（株）から業務委任を受けた有限会社ワタキが実施しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
姉小路変電所 Δ I 継電器ほか更新
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月9日
- 4 履行期間
令和5年6月10日から令和6年3月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区横大路草津町26番地の5
明京産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,053,400円
- 7 契約内容
姉小路変電所に設置されているΔ I（デルタアイ）継電器ほかの更新業務
- 8 随意契約の理由
本件は、姉小路変電所に設置しているΔ I 継電器の経年劣化による不具合を防止するため、演算部ユニットの部品交換及び各種試験等を行うものである。
Δ I 継電器は、車両故障等の事故が発生した際、事故拡大を未然に防止するべく電流の遮断信号を発信する重要設備であり、変電所内の他設備と密接に情報のやり取りを行っている。そのため、本更新を円滑に実施するためには、当該装置の設置状況・機能に加え、変電所内の各設備の状態を十分把握していることが必要不可欠であり、本対応が可能なものは、当該変電所メーカーに限られる。そのため、本装置の購入には、姉小路変電所を建設したメーカー（株式会社明電舎）の唯一の代理店であり、かつ当該設備の保守業務を長期に渡り行っている左記業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社明電舎の変電所部門の物品供給が可能な唯一の代理店であるため

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速収入系システム改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月14日
- 4 履行期間
令和5年6月15日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
下記の目的のため、高速収入系システムの改修を行うものである。
 - (1) 令和5年10月導入予定であるインボイス制度への対応
 - (2) IC定期券ODデータ自動取得機能追加
 - (3) ICカード利用明細データの自動生成機能追加
 - (4) 土日祝別ODデータの生成機能追加
- 8 随意契約の理由
システムに関する技術的な全ての情報を保有しており、既存の機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、当業者以外に無い為
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速収入系システム改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月14日
- 4 履行期間
令和5年6月15日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
下記の目的のため、高速収入系システムの改修を行うものである。
 - (1) 令和5年10月導入予定であるインボイス制度への対応
 - (2) IC定期券ODデータ自動取得機能追加
 - (3) ICカード利用明細データの自動生成機能追加
 - (4) 土日祝別ODデータの生成機能追加
- 8 随意契約の理由
システムに関する技術的な全ての情報を保有しており、既存の機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、当業者以外に無い為
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I C O C A用ネットワーク機器部分更新業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月19日
- 4 履行期間
令和5年6月20日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,190,000円
- 7 契約内容
ICOCAを取り扱う為にJR西日本のセンタサーバと接続を行っている局内ネットワークのうち、一部の機器を更新するものである。
- 8 随意契約の理由
既設ネットワークを構築した業者であり、本業務は既設ネットワーク内の作業であることから、既存のシステムに支障をきたさずに作業を実施できるのは、当業者以外に無い為
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I C O C A用ネットワーク機器部分更新業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月19日
- 4 履行期間
令和5年6月20日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,190,000円
- 7 契約内容
ICOCAを取り扱う為にJR西日本のセンタサーバと接続を行っている局内ネットワークのうち、一部の機器を更新するものである。
- 8 随意契約の理由
既設ネットワークを構築した業者であり、本業務は既設ネットワーク内の作業であることから、既存のシステムに支障をきたさずに作業を実施できるのは、当業者以外に無い為
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
左記同様
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両自動高さ調整装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月23日
- 4 履行期間
令和5年6月24日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
8,543,040円
- 7 契約内容
東西線50系車両の自動高さ調整装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両台車の自動高さ調整装置は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地連結器ゴム緩衝器分解組立装置
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月19日
- 4 履行期間
令和5年7月20日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
17,270,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地の連結器ゴム緩衝器分解組立装置の購入
- 8 随意契約の理由
連結器ゴム緩衝器の設計及び製作は日本製鉄株式会社が行っており、日本製鉄株式会社の台車に関する検修装置を製作している日鉄レールウェイテクノス株式会社以外の業者では、烏丸線20系車両の連結器ゴム緩衝器の構造及び性能の仕様に適合する分解装置を製作することができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日鉄レールウェイテクノス株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線10系車両台車装置揺れ枕改造業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月24日
- 4 履行期間
令和5年7月25日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
10,751,840円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の台車装置揺れ枕の改造業務
- 8 随意契約の理由
烏丸線10系車両の揺れ枕は、台車装置の一部として日本製鉄株式会社が烏丸線10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月25日
- 4 履行期間
令和5年7月26日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,620,000円
- 7 契約内容
本工事は、高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正するものです。
- 8 随意契約の理由
左記業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へレール削正車を容易に搬入することができます。このため、陸送でレール削正車を運搬するよりも、工程及び経済的に有利に施工することが可能となります。
以上の理由により、左記業者を指定します。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線10系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年8月25日
- 4 履行期間
令和5年8月26日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
6,718,131円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両連結装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線10系車両の連結装置は、日本製鉄株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、それに使用する本部品は、日本製鉄株式会社以外の業者では製作することができないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の連結装置部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
新紙幣発行対応（自動券売機・自動精算機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年9月1日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
63,800,000円
- 7 契約内容
令和6年度7月発行予定である新紙幣の取り扱いに対応するため、高速鉄道各駅に設置してある自動券売機及び自動精算機の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
左記業者は、自動券売機及び自動精算機のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する左記業者のみであるため、随意契約を行うものである
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
令和5年度 市バスの混雑緩和を目的としたインバウンド向けプロモーション業務
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年9月1日
- 4 履行期間
令和5年9月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区有楽町1-1-2
株式会社ぐるなび
- 6 契約金額（税込み）
13,860,550円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の旅客数はコロナ禍で大きく減少したが、観光のお客様が回復してきており、現在、市バスの一部路線では混雑が目立っている。今後、インバウンドのさらなる増加が見込まれることから、市バスの混雑緩和を目的として、「地下鉄とバスを組み合わせた移動」及び「手ぶら観光」について、「旅前」・「旅中」を通じてインバウンドに対してプロモーションを強化する。
- 8 随意契約の理由
市バスの混雑緩和に向けては、インバウンドに対して、訴求力のある情報を提供することにより、行動変容を促すことが重要である。
そのため、事業者の選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、事業者が持つ情報発信コンテンツやノウハウ等について幅広く提案を求め、本業務の目的が十分に果たせるようにする必要があるのである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画提案方式による

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線北大路駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部 企画総務課
- 3 契約締結日
令和5年9月20日
- 4 履行期間
令和5年9月21日から令和7年3月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
140,800,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線北大路駅のエスカレーター（4号機及び5号機）の老朽化に伴い、同設備の部分更新を行うものである
- 8 随意契約の理由
本工事は、烏丸線北大路駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い、更新するものである。既存の設備で損耗の激しい部材を更新し、一部の設備は更新後も使用が可能のため流用する。既存設備の部材を流用する更新工事であり、既存設備を製作・設置したメーカーである株式会社日立製作所の国内昇降機事業を請け負う日立ビルシステム株式会社以外には本工事を実施することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他